

第 2 編

災 害 予 防 計 画 編

第 1 章 災害に強い人・組織づくり

第 2 章 災害に強いまちづくり

第 3 章 応急活動体制の整備

第 4 章 消防・救急・応急医療体制の整備

第 5 章 救援体制の整備

第1章 災害に強い人・組織づくり

第1節 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、職員等に対し、災害予防及び災害応急対策等防災に関する知識の普及徹底を図るとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は協力して市民の防災意識向上のための知識の普及と啓発活動に努めるものとする。

この際、要配慮者に対する配慮、男女のニーズの違い等の男女双方の視点にたった教育、ペットの同行避難等に関する事項の教育にも留意する。

1 職員等に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における適切な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により教育を行いその徹底を図る。

この際、災害時の初動対応を重視した教育に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った知識・役割等に関する教育に留意する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引き（マニュアル）等印刷物の配布

(2) 教育の内容

- ア 大村市地域防災計画及びこれに基づく各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 地震及び風水害の特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

2 市民に対する普及

(1) 普及の方法

- ア 学校教育、社会教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施する。
- イ 社会教育においては、町内会、婦人会、PTA等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用する。
- ウ 広報「おおむら」、印刷物、映画・スライド、新聞雑誌、広報車の巡回、図画・作文の募集など広報媒体を活用する。

(2) 普及の内容

- ア 大村市地域防災計画による各機関の防災体制
- イ 地震及び風水害等に関する一般的知識
- ウ 過去の主な被害事例

- エ 平素の心得
住宅の点検、屋内の整理、火災の予防、応急救護、非常用食糧の準備等
- オ 危険区域・警戒区域・避難所等（防災マップの活用）

3 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施して、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火及び避難等災害時における行動力、指揮力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

(1) 方法

- ア 防火管理者に対する講習会（技能講習会を含む）
- イ 事業所独自、あるいは地域単位の訓練、講習会等
- ウ 防火管理者等の自主研究会、連絡会等を通じた防災知識・防火思想の普及
- エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等の配布

(2) 内容

- ア 地域防災計画及びこれに基づく各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- イ 地震及び風水害の特性及び設備の主な保安全管理
- ウ 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- エ パニック防止のための緊急放送等の体制整備
- オ 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第2節 防災訓練

災害発生前後に迅速・的確な活動を行うためには、普段からイメージしておくことが重要であり、このためには、防災訓練が適切な手段となる。従って、市及び防災関係機関が一体となり住民の協力のもと総合的な訓練を行うとともに、各地区・組織ごとの訓練を奨励し、防災活動に関する職員等の業務遂行能力の向上及び市民の防災に関する理解と防災意識の高揚を図る。

1 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、県、他の市町、防災関係機関等との協同・連携に主眼を置いた訓練や、事業所・自主防災組織等の住民参加型の訓練を一体化して総合防災訓練として実施する。

2 災害対策本部運営訓練

災害時における災害対策本部の活動の重要性に鑑み、職員の対策本部活動に関する習熟を図るため、あらゆる機会を通じて自己の職務を認識させるとともに、輕易に訓練を実施し、職員の知識・技能の向上を図る。

3 水防訓練

水防訓練は、大村消防署、消防団により水防工法に定められた方法により実施し、防災活動に対処できるよう努める。

4 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防技術の練磨及び習熟に努める。

5 避難訓練

避難行動は、避難指示等に基づき住民自ら行うことが原則となることから、市は、各地区の自主防災組織等が主体となり、避難行動要支援者の避難行動を支援する態勢の確認や、地震、津波、土砂災害等災害の発生時又は災害の発生が予想される場合の避難経路、避難所の位置及び避難要領等が確認・認識できるような訓練を行うよう指導する。

この際、警察・消防その他の関係機関の協力が得られるよう調整する。

6 通信連絡訓練

災害時における有線通信が不通になった場合、若しくは、有線通信を利用することが著しく困難な状況となる場合を想定し、関係機関との円滑かつ確実な通信手段の確保を期するため、防災関係者等の協力を得て通信連絡訓練を実施する。

7 自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練

市民の災害対応能力の向上や、自助・共助の意識の向上を図るため、繰り返し日常的に実施していくよう指導啓発する。この際、訓練の実施要領や訓練上のアドバイスについては、市として積極的に行うとともに、関係機関の協力が得られるよう調整する。

第3節 自主防災組織等の育成

各種災害から、市民の生命、身体及び財産を守るためには、市などの行政機関をはじめとした防災機関の防災対策のみでなく、市民一人一人が「自分の身は自分で守る」ということを意識して行動することが原点であり、災害時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神を発揮して、市民の自主的な防災組織又は施設・事業所の防災組織と連携して、行政等と一体となった防災活動を行うことが必要である。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種広報・啓発活動を積極的に実施して、防災組織の結成・育成を促進する。

1 自主防災組織の育成

災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れ、阻害されることも予想されることから、「自助・共助」の観点に立った住民自らの情報の受理、伝達、出火防止、初期消火、避難、誘導、救護等自主的な防災活動が重要である。

このため、地域あるいは施設ごとに地域住民及び施設関係者により、その実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から災害の発生を予想した訓練を積み重ね、地域にあった自主防災組織を育成・強化する。

この際、女性の参画（女性防火クラブ等）の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の概要

ア 組織

町内会、地域等の組織を活用し、防災担当役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

イ 編成

本部組織として必要に応じて総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等の編成とする。

ウ 活動内容

災害時の行動（地域の警戒、被害状況の把握、伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難指示等の伝達及び避難時の誘導、給水等）を的確に行うため、常日頃から防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検把握、地区防災計画の作成等を行う。

なお、一般的な自主防災の組織活動内容等については、基準等を定めて指導する。

(2) 組織化の推進

自主防災組織の組織化目標は100%とし、町内会、職域等の代表者に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の結成・育成を指導する。

組織率等の現況は、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

2 地域防災リーダーの育成

平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、災害発生時には災害応急対策等に自主防災組織のリーダーとして活動できる人材の育成を進める。

- (1) 町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により防災に精通した人材を育成する。
- (2) 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討する。
- (3) 地域防災リーダーが、地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動ができるよう支援する。

3 事業所及び施設等の自衛消防組織

学校、病院、量販店など多数の人が出入りする事業所及び施設等については、防火管理者を主体とした自衛消防組織の育成指導を図るものとする。

4 危険物施設等及び高圧ガス関係の自衛消防組織

危険物施設等の防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは爆発性、可燃性、毒性、支燃性等の特殊性があり、災害時には、一般住民の援助は期待できず、消防機関の活動も自ずと限界がある。

従って、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な自衛消防隊を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要であるので、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関して、指導・助言を与え、その育成強化を図る。

5 住民及び事業者による地区内防災活動の推進

各地区における自主防災組織等と事業者による当該地区の防災能力を向上するため、当該地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成して、市防災会議に提案することを奨励する。

第4節 施設・学校等における防災体制づくり

1 市立施設・文化財の防災体制

施設の特性・事情に応じ、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

(1) 施設利用者の安全確保

火災、地震等の災害時の「施設利用者の安全」を第一に考える。

(2) 災害対策体制の確立

非常時における施設利用者の行動を予測して、職員の数、施設の整備状況等を勘案した自衛防災組織体制の確立及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

また、防災体制の周知徹底を図るための標識、案内板等の設置場所についても、施設利用者の動線を考慮して実際的なものとなるよう努める。

(3) 防災点検の実施

事務用具、備品類の固定、引火性物質の安全管理、施設建物及び壁・堀等の耐震、耐火性の点検を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

2 学校等の防災体制

(1) 学 校

ア 市立学校の校長は、学校等の立地条件などを考慮し、災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口及び非常口等について、各学校の保健安全計画における点検整備と併せて定期的に点検するとともに、適正な状態に整備しておくものとする。

イ 市立学校の教職員は、次のとおり、校長の指揮統制のもと応急体制に備えるものとする。

(ア) 計画的に避難訓練を行うとともに、災害時の対応、児童生徒への指導を随時検討する。

(イ) 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立しておく。

(ウ) 勤務時間外においては、校長はあらかじめ定めた方法により、所属職員の所在の確認及び非常招集ができるように、事前に職員へ周知しておく。

(2) 保育所・幼稚園等

ア 市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、施設の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急保育の実施方法等についての的確な計画を立てておくものとする。

イ 市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、災害の発生に備えて、次のような処置を講じておくものとする。

(ア) 計画的に園児の避難訓練を行い、災害時の対応要領を確立するとともに、事前指導及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討して、その周知を図っておく。

(イ) 警察署、消防署（団）等との連絡網を確立しておく。

(ウ) 保育時間内に災害、特に地震が発生した場合、保護者の引取りが困難な状況も予想されることから、残留園児の保護についても対策を講じておく。

(エ) 勤務時間外においては、市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、所属職員の所在を確認及び非常招集の方法を定め、事前に職員に周知しておく。

3 要配慮者利用施設における避難体制づくり

(1) 避難確保計画の作成及び市への報告

土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設（「社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、医療施設等」をいう。以下同じ。）の管理者等は、防災マップを参考に施設利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成し、市に報告するよう指導する。

なお、計画の作成に当たっては、市は適切な支援を行う。

(2) 計画に基づく避難訓練の実施及び市への報告

要配慮者利用施設の管理者等は、計画に基づき定期的に訓練を実施し、市に報告するよう指導する。

訓練の実施に当たっては、市及び関係機関は積極的に支援を行うものとする。

*要配慮者利用施設（施設名・所在地）については第2編、第2章、第13節 土地災害対策4及び同14節 河川の浸水対策2（3）の表による。

第5節 防災のための調査研究

災害時の被害を軽減し、市民の人命・身体・財産を保護するため、近年の災害の教訓や研究データを収集・整理し、その情報の共有化及び市民への情報提供を行うとともに、必要な防災対策に反映する。

1 防災関連資料の収集等

国・県及び防災関連研究機関等が実施する防災アセスメント等調査・研究成果を収集し、市の特性に応じて分類・整理する。

必要な場合は、市として関係機関等と共同して市域の現地調査・研究を行う。

2 災害記録等の整理及び蓄積

過去に起きた災害の状況・教訓等を整理するとともに、市域における各種異常気象・がけ崩れ、台風等の被害に関する情報を蓄積し、防災対策の資料として活用する。

3 近隣自治体・防災関係機関との情報共有・連携

近隣自治体・防災関係機関の防災対策等防災・減災に関する取り組み事項の情報交換に努め、必要に応じて対策活動の連携を図る。

2章 災害に強いまちづくり

第1節 市街地等の整備

1 市街地の整備

本市の既成市街地は、古くからの町並みであり、道路は一部拡幅が行われ、また、小規模な公園などはあるものの、自然災害や都市災害等を未然防止するための避難場所・避難路などの災害防止施設として利用するためには、施設整備を着実に行う必要がある。

そこで市街地では、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、市街地再開発事業等を導入し災害に強いまちづくりを推進する。

また、その他の地域においては、土地区画整理事業等を導入し、公共施設の整備改善及び宅地利用の推進を図り災害に強い都市基盤の整備を推進する。

2 オープンスペースの確保

オープンスペースは、公園、緑地等のほか、耐火建築物で囲まれた空地などが考えられるが、このうち都市公園等大きな公園は、災害に応じた指定緊急避難場所として、また、小規模なものについては、集合場所や地域防災活動の拠点として利用するなど避難者の安全確保や火災の延焼防止等防災上果たす役割は大きい。

このため、市内にある主要既設公園等について、オープンスペースあるいは防災空地としての整備を行っていく。

第2節 公共施設等の耐震・耐火構造化の推進

災害時における公共施設等の被害は、社会、経済活動及び市民生活等への影響が非常に大きく、これら施設の破壊は、経済的な損失であるばかりでなく、災害時における避難、救護、復旧対策の大きな障害となる。このことから、災害時の個々の建築物の安全性を高めるため、建築物の耐震・耐火構造化を図り災害に強いまちづくりを推進する。

1 市有施設の整備

昭和56年新耐震基準施行後の建設施設については耐震、耐火性能を有する構造になっており災害に強い構造といえるが、改正前の施設については、老朽化等しているため、公共施設の効率的な維持管理・更新と投資の平準化を図るアセットマネジメントを導入し、計画的な改修工事を行うとともに、耐震、耐火性能の強化を図る。

2 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、病院施設の耐震・耐火構造化等を図るよう指導する。

3 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を各種災害から守るため、耐震診断の結果により改築、補強等の整備を促進するよう指導する。

4 文化財の整備

文化財保管設備の設置、耐火耐震化された文化財収蔵庫・保管庫等の設置及び警報設備その他の防護設備の整備を促進する。

第3節 危険物貯蔵施設等の整備

危険物施設（消火活動に重大な支障を生ずる物質を保管する施設を含む）、高圧ガス保管施設、毒物劇物保管施設に対して、消防法等に基づく立入検査を実施し、保管施設等の不備欠陥事項を改善させるとともに訓練の実施を指導し、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性能の向上を図る等により安全性を高め、災害による火災及び漏洩の未然防止を図る。

1 危険物施設

- (1) 法令に基づく立入検査を実施し、製造所、貯蔵所及び取扱所について、貯蔵又は取扱上の基準位置、構造及び設備の基準に適合した維持管理を指導し、災害予防に努める。

特に管理面においては、危険物取扱者等による自主災害予防体制の確立を図り、対象事業所の従業員に対する保安教育及び施設の自主点検を強く推進する。

- (2) 地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策としては、地盤面下に直接埋没された既設の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが特に高いもの」等として区分し、当該区分に応じて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じるよう指導する。

2 高圧ガス保管施設

防災上の必要に応じて高圧ガス保管施設を有する事業所に対して立入検査を実施し、適正な保管体制と防災設備の保守管理等について指導するとともに防火管理者等による自主的保安・応急措置体制の充実強化を推進する。

3 危険物等の移送又は運搬時の指導

危険物等の移送車両又は運搬車両を保有する事業所に対して、災害時の移送車両又は運搬車両の安全を確保する責務を認識させるとともに自主防災体制の強化について指導する。

移動タンク貯蔵所（タンクローリー）については、随時常置場所への立入調査を行い、位置、構造、設備等についてチェックし、法令基準に適合するよう指導を強化する。

貯蔵施設等の現況については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

第4節 ライフライン関連施設等の機能維持

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道（工業用水道含む）、電気、ガス、電話等の関連施設や廃棄物処理施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備及び耐震化等による代替性の確保を進めるものとする。

1 上下水道施設

- (1) 災害時において、水道施設及び水道管の被害が予想されるため、耐震化による施設の強靱化を図り、断水の影響を最小限にとどめる。

また、災害時の停電に備えるため、重要施設については自家用発電機設備などの代替電力を確保する。

- (2) 急速な市街地化の進展に伴い、緑地・空き地等が減少し、道路・宅地が増加してきているため、雨水の浸透が少なく短時間に大量の雨水が流出するようになってきていることから、雨水処理施設の整備を推進する。

2 電気施設（九州電力送配電・九州電力）

- (1) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

- (2) 電力設備の災害予防措置に関する事項

電気設備技術基準と防災業務計画により地理的条件等を考慮し、設計、建設及び保守の面にわたり、風害・塩害・雪害・雷害・地震対策等を講じる。

- (3) 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

- (4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するために、テレビ、ラジオ等による広報活動を実施する。

3 電気通信施設

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次の事項を基本方針とした取組を行う。

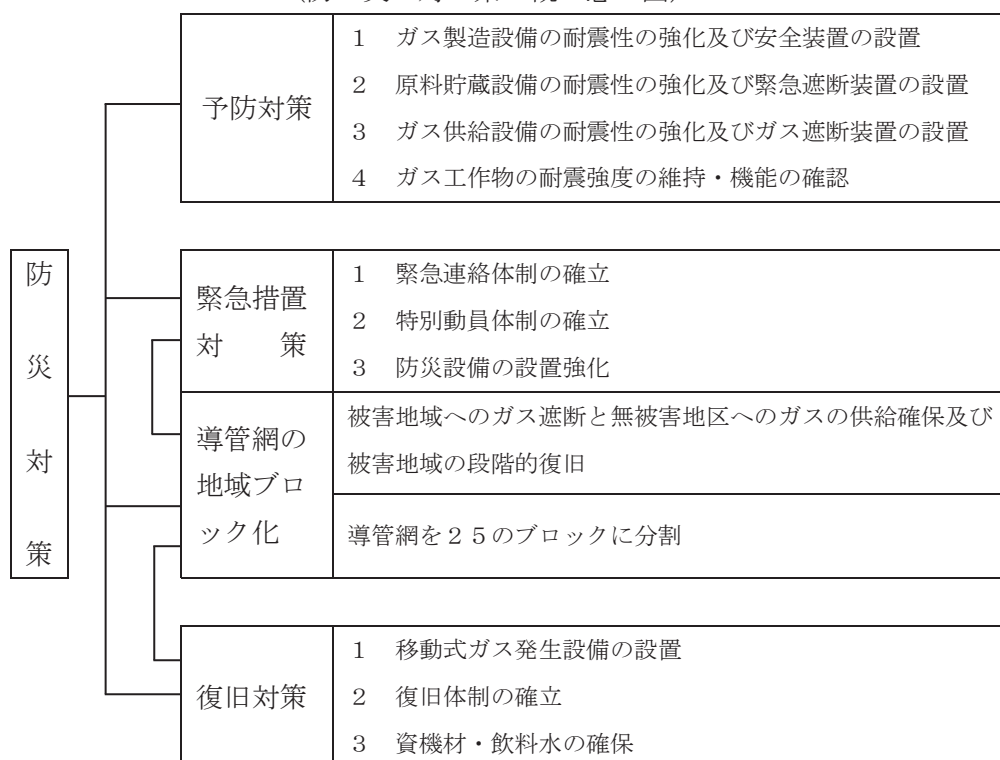
- (1) 平素から設備の耐震・耐火・耐水・耐風構造化を行い、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。
- (4) 災害を受けた電気通信設備等を早期に復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通において、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

4 ガス施設（九州ガス）

(1) 目 標

都市ガス施設の災害予防対策として、ガス事業法と保安規程による諸施策を実施するとともに総合防災対策を確立することにより、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。九州ガス（株）が実施する防災対策概念は、次のとおりである。

(防 災 対 策 概 念 図)



(2) 事業計画

ア 二次災害の防止及び災害復旧の早期回復を図る観点から、主要導管網を一定区域ごとにブロック化するため、遮断装置を整備増強していく。

イ 応急・復旧対策を実施するために、欠くことのできない通信施設の整備補強を行う。

第5節 道路（橋りょう）等の整備

道路は単に人、物の輸送を分担する交通機関のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などのための緊急輸送路として重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど多様な機能を有している。

このため、幹線道路や災害時に孤立するおそれのある地域を結ぶ道路及び災害時の避難路となる生活道路等については、適切な維持・管理に努める。

1 都市計画道路

都市計画道路は、都市の骨格を形成し円滑な都市活動を維持する等都市の基盤施設であるため、昭和42年に計画決定した16路線、総延長45,858mを段階的に見直し、現在は18路線、総延長51,040mであり、計画的に整備が進められている。

2 市道（橋りょう）

市道は、937線、総延長569,842mが認定されており、その改良整備を計画的に実施する。

また、老朽橋や重量制限橋は防災上、安全確保の見地から優先的な整備を図る。

3 国道・県道

一般国道34号は、隣接県・市・町を結ぶ本市交通の動脈で大村湾沿いにJR大村線と並行して市内を南北に縦断している（延長16,495m、有効幅員30～8.2m）。慢性的な交通渋滞の解消や緩和を図るため、拡幅事業が進められている。

県道、主要地方道の改良・拡幅及び維持については、計画的に実施されるよう県等へ要望する。

4 市域における主要な幹線道路

一般国道	34号、444号
主要地方道	大村嬉野線、大村停車場線、大村貝津線、長崎空港線
一般県道	松原停車場線、竹松停車場線、多良岳大村線、大村外環状線
都市計画道路 (18路線)	池田森園線、大村駅前線、西三城杭出津線、乾馬場空港線、中里沖田線、杭出津松原線、竹松駅前原口線、久原池田線、杭出津池田線、大村駅前原口線、富の原鬼橋線、大村駅前西本町線、田ノ平線、古賀島沖田線、沖田線、久原線、池田沖田線、坂口植松線

第6節 鉄道施設の整備

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能を持つことから、災害が発生した場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、鉄道機関として、従来からの施設の強化、防災施設の増強に引き続き施設等の改良整備を推進し、災害が発生した場合に列車と施設を守り、不特定多数の旅客の安全を図り、被害を最小限にすることに努める。

第7節 河川等の整備

河川・水路は、防災上重要な機能を有しており、洪水による堤防の決壊や溢水等の災害を防止するため、河川の拡幅や護岸の整備等を行う。

なお、過去の災害の教訓などから主要な河川については、川幅の拡幅や、護岸整備等を行っている状況にあるが、河川によっては土砂が堆積している箇所もあり、豪雨時に水害の一因となるので、継続して土砂の排除等処置を講ずる。

大雨（集中豪雨）及び台風等による降水量の増加時、郡川、佐奈河内川、大上戸川、内田川及び今村川流域について、越水・溢水のおそれがあり注意を要する。

1 出水時の対策処置

- (1) 各河川の堤防、護岸の状況を監視し、堤防の法崩れの復旧、護岸基礎部の洗掘箇所の根固め、積石の剥脱箇所のでん充等を行う。
- (2) 河川の流水を妨げる構造物の撤去、河川敷利用の不法建築物の撤去を行う。
- (3) 用水の取入れ口、排水の吐き口等の扉の点検を怠らず、緊急の場合は直ちに閉じるように処置する。
- (4) 砂防、堰堤、ため池等については、特に漏水箇所の有無、余水吐の能力、越流部分の水吐きの洗掘等を監視し、不良箇所は速やかに処理する。
- (5) 気象に関する情報、特に降雨の状況、河川水位の上昇に留意し、溢水の危険箇所、護岸の崩壊箇所等は事前に適切な広報を実施して被害防止に努める。

2 ため池対策

ため池の日常点検を行い、貯水位等を監視するとともに大雨が予測される場合は、事前に水位を下げる等の処置を講ずる。

市内の防災重点ため池について、豪雨時や地震時等の「緊急連絡網」及び「大村市防災重点農業用ため池マップ」をホームページに公開して、周知を図る。また、「ため池ハザードマップ」を地区公民館や各出張所に掲示するとともに、追加となった8箇所の防災重点農業用ため池についても浸水想定区域図を作成しホームページに公開して、周知を図る。

【ハザードマップ作成ため池】

野岳ため池、平床ため池、葛城ため池、赤似田ため池、狸の尾ため池、姥の懐ため池、大
多武ため池、烏帽子ため池、重井田防災ダム

【大村市防災重点農業用ため池マップ】

市内16箇所の防災重点農業用ため池の位置図

【浸水想定区域図】

三日月ため池、城田ため池、岳ノ木場ため池、中ツドエため池、御用ため池、山手川内た
め池、堤上ため池、中尾ため池

【防災重点農業用ため池緊急連絡網】

防災重点農業用ため池の豪雨時や地震時の緊急連絡網

【防災重点農業用ため池の今後の対策】

令和3年度より劣化状況評価等の調査を実施し、防災工事が必要と判断される防災重点農
業用ため池の整備促進を図る。

第8節 港湾・漁港等の整備

人員、緊急物資、復旧用資材等海路輸送の機能を確保するため、高潮対策を重点に各種災害に耐えられる堤防、岸壁等の整備・補強を推進する。

第9節 崖、ブロック塀等の崩・倒壊防止対策

都市化の進展に伴い近年の宅地開発は、崖地や急な傾斜に宅地を造成し、住宅を建設するケースが多くなっていることから、地震や大雨による地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、大災害発生の原因となるおそれがある。

また、ブロック塀等についても、過去の地震災害等において多数が倒壊していることから、新たな災害要因としてその危険性が注目されており、これらの安全対策については、建築基準法に規定されている技術基準に適合しているかのチェック・指導を徹底する。

1 建築基準法に基づく指導

崖地に新たな建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法に規定されている技術基準に基づき指導を行う。

2 ブロック塀等の安全化

過去の被害の教訓を踏まえ、適切な工事方法や補強方法について安全策を指導する。

第10節 落下物等の防止対策

近年の地震被害では、都市の過密度とあいまって窓ガラスの破損、ビル外装材等の剥離による落下及び自動販売機の転倒がもたらす被害が増えてきているため、落下物などの防止対策の充実を図る。

1 公共施設の落下防止対策

多くの人が集まる公共施設については、弾力性のある材料の使用、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具の落下防止等の施策を講じる。

2 危険度調査、改善指導

広告塔、看板等の屋外広告物の中には、地震の際に脱落するおそれのあるものがある。

このため、特に密集市街地、鉄道駅周辺地区、避難所等周辺については、危険度調査を実施し、必要に応じて設置者に対して改善指導を行い、落下防止に努める。

また、不法に設置されている自動販売機、不法に路上を占領している放置自転車や陳列商品等について、事前指導の徹底を図るとともに道路パトロール車による巡回指導等を行う。

3 防止対策等の周知

市民や建築物管理者に対して、一般的な落下物対策を周知するとともに地震発生時の的確な危険回避対応について、広報おおむらやその他の手段により日頃からPRする。

第11節 液状化対策

1 住宅・宅地の液状化対策

- (1) 市は県と連携し、戸建住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携して、次のような項目について、知識の普及と啓発を行う。
 - ア 建築主等の自己責任であること。
 - イ 液状化の仕組み等の知識
 - ウ 地盤調査や対策工事の手法
 - エ 地震保険制度等
- (2) 液状化の判断における地域ごとの危険度は、市は県と連携して、情報を提供し、注意を喚起する。
- (3) 液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講じるように注意喚起を行う。
- (4) 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

2 公共施設の液状化対策

各施設の特徴を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、市が管理する公共施設について県と緊密な連携調整を行いつつ、液状化対策を検討する。

第12節 津波浸水対策

「津波浸水想定区域」及び「津波災害警戒区域」に基づき、大村湾沿岸で浸水が想定される地域は、堤防、護岸等及び避難路の整備を行うとともに、避難場所、避難方向を示した防災マップにより、地域住民に周知する。

また、対象区域の町内会（自主防災組織）、事業所等に対して、定期的に避難訓練を行うよう指導する。

第13節 土砂災害対策

1 適正な土地利用の推進

- (1) 土砂災害危険性のある地区について、本市の総合計画等と整合を図りながら、安全性が確保されるよう適切な土地利用を推進する。
 - ア 危険箇所の周知
 - イ 安全な土地利用の検討
- (2) 土砂災害防止法、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。
 - ア 造成地開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督
 - イ 造成後の巡視等による違法行為の取り締まり

2 土砂災害警戒区域等の整備

市においては、土砂災害警戒区域に指定された地区が多く存在することから、県と連携して計画的に崩壊防止工事や砂防ダム等の整備を行う。

* 警戒区域等については、「資料編X危険箇所等」の項による。

3 警戒避難体制等の整備

(1) 警戒区域、避難所等の周知

広報紙、ホームページ及び防災マップ等により、警戒区域や避難所等に関する情報を警戒区域内及び警戒区域近傍に居住する市民に対し周知する。

(2) 土砂災害に関する情報収集体制の整備

災害発生時に迅速に情報を収集するため、警戒区域等を管轄する消防団、自主防災組織との日頃の連携を強化し、必要な情報の入手要領・報告内容等を明確にしておく。

(3) 警報等の伝達手段の確立

メールマガジン、携帯への登録及び戸別受信機（防災ラジオ）未受領者に受領を呼びかけるとともに、警戒区域内にある出張所や警戒区域に隣接する学校・福祉施設等については、電話・FAXによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図っておくものとする。

(4) 指定された警戒区域ごとに地域の特性に応じて自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。

4 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

(1) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。

警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

(2) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地
1	鈴田の里学園	大里町1150番地
2	デイサービス わくわく	
3	特別養護老人ホーム 慈恵荘	東大村2丁目1616番地2
4	グループホーム 慈恵荘	東大村2丁目1616番地3
5	慈恵荘	東大村2丁目1616番地14
6	グループホーム ふぁみりい	向木場町1265
7	星のおか保育園	向木場町1263番地1
8	老人ホーム 優心苑	野田町56番地
9	三彩の里	原町802番地1
10	グループホーム カサロッサ	原町955番地2
11	多機能ホーム かやぜの里	田下町372番地1
12	リハビリセンター 大村	田下町930番地2
13	かやぜ保育園	田下町1576番地2
14	三浦小学校	日泊町590番地

	施設（事業所）名	所在地
15	ときわ(ときわ2)学童クラブ (ときわの森冒険クラブ)	徳泉川内町500番地57
16	常盤保育園	徳泉川内町500番地48
17	黒木小学校	黒木町530番地
18	長崎リハビリテーション学院	赤佐古町42番地
19	県立城南高校	久原1丁目416番地
20	グループホーム 花みずき	上諏訪町1231番地1
21	妙宣寺保育園(妙宣寺学童保育)	福重町142番地1

第14節 河川の浸水対策

1 警戒避難体制等の整備

(1) 浸水想定区域、避難所等の周知

広報誌、ホームページ及び防災マップ等により浸水想定区域や避難所等に関する情報を浸水想定区域内及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し周知する。

(2) 浸水に関する情報収集体制の整備

災害発生時に迅速に情報を収集するため、浸水想定区域等を管轄する消防団、自主防災組織との日頃の連携を強化し、必要な情報の入手要領・報告内容等を明確にしておく。

(3) 警戒等の伝達手段の確立

メールマガジン、携帯への登録及び戸別受信機（防災ラジオ）未受領者に受領を呼びかけるとともに、浸水想定区域内にある出張所や浸水想定区域に隣接する学校・福祉施設については、電話・FAXによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図っておくものとする。

(4) 指定された浸水想定区域ごとに地域の特性に応じて自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。

2 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

(1) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。

浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設は、次表のとおりである。

(2) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地
1	いわさき眼科医院	本町436番地1
2	児童発達支援ふわり本町	本町436番地9
3	吉田内科クリニック	本町436番地16
4	いまみち歯科医院	本町436番地14
5	ふわり本町	本町585番地3

	施設（事業所）名	所在地
6	鳥越歯科	本町５８５番地４
7	長崎星美幼稚園	水主町２丁目６０９番地７
8	あいたすデイサービス	西本町４７８番地２
9	大村中央産婦人科	水主町２丁目６０９番地１
10	かたまち保育園	片町１７５番地８１
11	向陽学園 向陽高等学校	西三城町１６番地
12	三城保育園	西三城町１２６番地
13	大村市療育支援センター	西三城町１３８番地
14	三城小学校	東三城町１７番地
15	有料老人ホームほほえみ	東三城町２９番地
16	医療法人仁寿会 南野病院	東三城町３３番地
17	みなみの保育園（南野病院敷地内）	東三城町３３番地
18	医療法人翠明会 貞松病院	東本町５３７番地
19	泉の里	東本町５８３番地
20	諏訪保育園	諏訪１丁目４５番地１
21	養護老人ホーム 湧泉荘	諏訪１丁目６７３番地
22	レディースクリニックしげまつ	古町１丁目５１４番地
23	おおむら海辺のクリニック	杭出津１丁目８２６番地１７
24	新城保育園	杭出津１丁目８４２番地２６
25	のびやか保育園	杭出津１丁目８４２番地２６
26	すこやか保育園	杭出津１丁目８５３番地６
27	ともなが内科クリニック	杭出津２丁目５５５番地
28	ぶるーむ	杭出津２丁目５８５番地５
29	こどもデイサービスしーど	杭出津２丁目５８７番地２
30	デイサービスセンターキャロット広場	富の原２丁目４番地１
31	デイサービスセンターとみのはら	富の原２丁目５番地５
32	ホームヘルプステーション 慈恵荘 あんしんハウスとみのはら	富の原２丁目６番地１
33	たんぽぽ五番館	富の原２丁目７７番地１
34	二丁目学童クラブ	富の原２丁目８０番地１
35	デイサービス 小さな家	富の原２丁目８１番地１
36	たんぽぽ園	富の原２丁目８４番地３
37	子育て支援室こぼん	富の原２丁目８４番地３
38	平松整形外科	富の原２丁目２１８番地４
39	けんじ歯科医院	富の原２丁目２５４番地３
40	富の原オムズホーム	富の原２丁目３２１番地１
41	はら脳神経外科	富の原２丁目３５０番地１
42	ル・ブランとみのはら	富の原２丁目３５０番地１

	施設（事業所）名	所在地
43	富の原歯科	富の原2丁目408番地1
44	かめりあこども園	富の原2丁目416番地
45	がもう歯科	富の原2丁目636番地1
46	発達支援ルームくじらぐも	富の原2丁目906番地1-2
47	昊天宮保育園	竹松町713番地3
48	たけまつちっち保育園	大川田町338番地2
49	児童発達支援たっち	大川田町338番地2
50	ふじもとこどもクリニック	大川田町363番地1
51	たしろ医院	大川田町917番地1
52	俣野まさとし歯科診療所	大川田町932番地1
53	たけまつ保育園	大川田町995番地1
54	井上歯科医院	宮小路1丁目262番地11
55	デイサービスセンタースマイルケア	宮小路1丁目281番地2
56	グループホーム平の庄	宮小路1丁目291番地3
57	竹松小学校	宮小路1丁目481番地
58	牧山内科外科医院	宮小路2丁目1408番地
59	県立虹の原特別支援学校	宮小路3丁目5番地1
60	放課後等デイサービス げんきっこ (県立虹の原特別支援学校敷地内)	宮小路3丁目5番
61	県立ろう学校	宮小路3丁目5番地5
62	たなかみのるクリニック	宮小路3丁目1334番地1
63	松原小学校	松原本町5番地1
64	松原保育園	松原本町27番地5
65	いちご児童クラブ	松原本町170番地7
66	子育てステーションこでまり	今富町10番地36
67	障害者介護付きホーム 樺	皆同町35番地3
68	ながさき・おおば内科・消化器内科クリニ ック	皆同町162番地2
69	南原歯科医院	皆同町220番地
70	保育所ちびっこハウス県央園	皆同町231番地
71	ファミリアフローラ	皆同町438番地3
72	こどもデイサービスどれみ	黒丸町160番地1
73	こどもデイサービスふぁそら	黒丸町160番地1
74	特定非営利法人 癒 グループホーム 希望・未来	黒丸町221番地1
75	デイサービス みかん	鬼橋町225番地1
76	郡中学校	沖田町69番地
77	マイン歯科	沖田町728番地2

	施設（事業所）名	所在地
78	長崎医院	寿古町767番地
79	フォルテ認定こども園（メロディー）	寿古町812番地11
80	福重小学校	福重町230番地

第15節 火災予防

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合は、延焼拡大防止を図るため、防災関係機関、事業所、市民等が一体となって予防策の推進と初期消火体制の強化を図る。

なお、本市は、3市から構成される県央地域広域市町村圏組合で常備消防の事務を共同処理しているため、各種の指導等については主に同組合消防本部が行うこととなるが、非常備消防との連携が必要であることから、お互いがそれぞれの立場で協力して実施するものとする。

1 火災予防査察の強化

予防査察は規定計画に基づき実施する。

なお、予防査察員の資質の向上を図るため特別教養指導を行う。

2 気象状況に伴う火災予防の徹底

火災予防条例に基づく遵守事項を指導徹底し、特に気象状況による火災警報等の発令を周知する。

3 危険物貯蔵取扱いの規制

- (1) 消防法別表で定める発火性又は引火性危険物品等の安全確保について指導を徹底する。
- (2) 違反施設並びに無許可施設等消防法上の違反対象物に対して、指導を徹底し早期改善に努める。
- (3) 危険物の安全な取扱いに対する危険物取扱者の資質の向上を図る。

4 火災予防運動の展開

火災予防運動を春・秋・歳末に実施するとともに必要に応じて随時広報紙・広報車・報道機関等により防火思想の啓発を行う。

5 防火対象物の指導

- (1) 公共建物、興行場、事業所等に対し消防用設備等の設置と維持管理の指導を行う。
- (2) 防火管理者の選任と管理者、責任者に対する防火思想の普及徹底を行う。
- (3) 消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練指導を行う。
- (4) 防火対象物定期点検報告制度の活用を推進する。

6 一般家庭の火災予防

建物火災の大部分が一般家庭から発生しているため、町内会に自主防災組織、家庭の主婦を主体とした女性防火クラブの結成を奨励し、地域ぐるみの防火推進を図るとともに直接火気を使用する機会の多い家庭婦人に具体的な予防知識と適切な初期消火の要領等を徹底させるための指導を以下のとおり実施する。

- (1) すべての住民が参加できるように、全区域を対象に防火指導を行い、火災や地震の怖さ、出火防止、初期消火の重要性等について知識の普及を図る。

- (2) 火災予防週間等には、地域住民に対し、次のとおり出火防止等に関する適切な指導を行う。
 - ア 火気使用設備の取扱方法
 - イ 消火器の設置及び取扱方法
 - ウ 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理
- (3) 全国的に住宅火災による高齢者の死者が多いことから、町内会、自主防災組織、民生委員等の協力を受け、高齢者等要配慮者が居住する住宅への予防査察を重点的に実施する。
- (4) 地域ぐるみの防火防災訓練の実施
防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。
- (5) 民間防火組織の育成
 - ア 女性防火クラブの育成
家庭防火思想の普及徹底及び地域の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織作りの推進及び育成に努める。
 - イ 幼少年消防クラブの育成
幼少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。
- (6) 一般家庭の予防査察は、女性消防団、女性防火クラブ、町内会等の協力を受けて危険地域を重点的に実施して、火災危険箇所の排除と初期消火要領及び避難体制の確立などについて指導を行う。
- (7) 住宅防火対策として住宅防火診断を行い、住宅火災による死者を減らすとともに大きな火災とならないよう、有効な手段としてすべての一般住宅に住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の重要性について周知徹底を図る。

7 地震による出火防止対策

- (1) 対象火気設備・器具の安全化
耐震自動消火装置付石油ストーブ等の火気器具について、その機能を維持確保するための点検・整備や、対象火気設備を固定する等の各種安全対策を周知徹底する。
- (2) 化学薬品からの出火防止
化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、工場等に対し、計画に基づき立入検査を実施し、保管の適正化を指導する。また、その他の事業所に対しても実態調査を行い、個別的・具体的な安全対策を指導する。
- (3) 電気・ガス施設の安全化
電気・ガス等の指定事業所と連絡を密にして、施設の安全化を確保する。
- (4) LPガス施設の安全化
LPガスを取り扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等安全化について、指導を徹底する。
- (5) 共同溝・洞道等の安全化
地下ケーブル等を収容している共同溝・洞道等が今後建築される際には、内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について関係機関と連携を取り、施設の安全化を図る。
- (6) 市民への出火防止措置の徹底
 - ア 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等出火防止

のための安全な機器の普及

イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止装置の普及

ウ 火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底

エ カーテン等に防炎製品使用の普及

オ 灯油、ベンジン、アルコール等危険物の安全管理の徹底

カ 消火器の設置、風呂水の汲み置きとバケツの備え等消火準備の徹底

8 林野火災予防

林野火災は、全国的に上半期に多く発生する傾向があるため、時季及び地域を考慮した上、防火掲示板等設置を行うとともに、次の指導を行う。

- (1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地等での作業者、地域住民、女性防火クラブ、幼少年消防クラブ等を重点として啓発活動を実施する。
- (2) 駅、バスターミナル、市役所、市出張所、登山口等にポスター等を掲示するほか、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、市広報紙、新聞等の広報機関を通じて、入山者等に対し山火事の予防思想の普及啓発を図る。
- (3) 火災警報発表中（火災気象通報発表中含む）に火の制限の徹底を図るとともに火災予防広報を強化し、火災の未然防止、火災の早期発見に努める。
- (4) 林業関係者、消防関係者等との密接な連携のもと、地域の初期消火を中心とする消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。
- (5) 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が自主的に予防を行うよう指導する。

3章 応急活動体制の整備

第1節 防災拠点の整備

災害対策本部の設置及び防災対策実施の拠点となる市庁舎及び本部代替施設として予定する中央公民館等について、市としての業務遂行に必要な最小限の機能保持と資機材等確保のための整備を進める。

- (1) 耐震・耐火・耐水性の強化
- (2) 情報通信・処理システムの整備
- (3) 非常用自家発電装置・燃料貯蔵施設の設置
- (4) 水・非常食・燃料・簡易トイレ等の備蓄

第2節 情報収集・伝達体制の整備

災害発生時は、有線による通信が途絶し、情報不足から起こる混乱等パニックの発生が予想されるため、正確な情報の収集・伝達手段として必要な無線、通信施設の整備を進める。

1 防災行政無線（同報系）整備の継続

- (1) 屋外で活動（行動）している市民に対して、防災情報等を伝えるため、市内58か所に設置した屋外拡声子局の不感地帯及び共鳴地区の解消に努める。

＊ 設置箇所については、「資料編 V 各種通信設備の状況等」の項による。

- (2) 屋内に滞在している（とどまっている）市民に対して、防災情報、避難、屋内待避指示等の情報を伝えるため、全世帯及び事業所への戸別受信機（防災ラジオ）の配布（貸与）を継続する。

2 防災行政無線（移動系）

電話不通時の重要な通信手段として、平成31年4月にデジタル化（IP無線）の整備が完了し、現場等からの情報収集や被災情報並びに防災活動等の情報を共有し、安全対策課、災害対応主要各課、各出張所、消防団本部及び各分団の災害対策の向上を図る。

3 通信機能確保のための措置

災害対策本部を設置する市庁舎や防災無線（同報系）設置場所には、予備電源を準備するとともに、衛星電話等通信装備の設置を推進する。

4 防災無線の現状等

「資料編 V 各種通信設備の状況等」の項による。

第3節 災害時の相互協力・応援体制の整備

1 近隣自治体等との連携強化

(1) 受援計画（マニュアル）の整備

消防相互応援協定、大規模災害発生時における相互応援協定等を締結している自治体等との連携を図るため、内閣府が示す「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に基づき、大村市受援計画（マニュアル）等の整備を進める。整備にあたっては、長崎県が策定している「長崎県災害時受援計画」との整合性を図る。

(2) 他市町の依頼に対する消防力の応援勢力は、市の消防力の1/3以内として対応する。

2 広域応援体制の整備

遠方での大規模災害発生時における広域応援としての職員等の派遣について、市の応援体制に関する事項を整備する。

3 ボランティア受け入れ体制の整備

災害時における一般ボランティアの受け入れ体制について、大村市社会福祉協議会と連携して整備する。

4 各種応援・協力協定の締結推進

関係自治体との応援協定のほか、生活必需品や地域ごとの指定避難所等の確保及び被災住宅の迅速な調査のため、民間事業所等との協定の締結を推進する。

*種協定の締結状況は、「資料編XⅢ各種協定一覧」の項による。

第4節 業務継続体制の確立

1 市業務継続計画の策定

災害発生後においても応急対策を行いつつ行政機能を確保して、市としての一般行政に関する業務を継続する必要性があることから、限られた人員・施設・機器等で行う業務の優先順位を検討し、業務継続のための体制を確立する。

2 事業者の業務継続計画策定の推進

事業者の業務継続は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、災害時においても事業所としての機能発揮を迅速に行えるよう、各事業所の特性に応じた業務継続計画を作成するよう呼び掛ける。

第4章 消防・救助・応急医療体制の整備

第1節 消防・救助体制の整備

1 消防団の強化

災害時には常備消防隊を補完し、消防活動に従事あるいは応急救護等を行うことから、常備消防と連携した教育・訓練を行い消防団員の資質・技能の向上を図るとともに、若年層及び女性の消防団への加入を促進する。

また、消防団詰所等老朽化施設の改善、消防車・動力ポンプ積載車等の更新、救助機材・消防資機材の充実・更新を計画的に推進する。

＊ 消防団の編成・資機材等については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

2 消防水利の整備

- (1) 避難者の人命・安全を確保するため、避難場所等の周辺に防火水槽整備を促進する。
- (2) 消防水利の不足している地域に対し、防火水槽の増設を図るとともに未開発水利の活用を進める。
- (3) 関係機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為等に対しても、防火水槽などの消防水利の設置促進に努める。
- (4) 消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、市は国の定める基準「消防水利の基準」の100%充足を目指してその促進を図る。

この際、消火栓については地震による水道管の破損により、その機能が低下するおそれがあるため、耐震用防火水槽の整備を促進する。

＊ 消防水利の現況については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

3 消防活動路等の整備

消防活動時等に予想される交通混雑、道路の陥没、橋りょうの落下その他の障害物による消防車両が通行不能となる事態に備えるため、関係機関と連携し、次の対策を促進する。

- (1) 道路啓開用特殊資機材の整備
- (2) 消防活動に使用する都市計画道路等主要幹線道路の拡幅、U字溝等の暗渠化、道路コーナー一部分の角切り等の整備

4 救助・救急体制の整備

災害時には、広域に同時多発の火災、建物・ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下物による多数の救助、救急を必要とする事故等の発生が予想されるとともに近年の建築物の高層化・深層化等に伴い救助も複雑多様化してきていることから、高度な技術や近代的資機材を取り入れるなど救助・救急体制の充実を図る。

第2節 応急医療体制の整備

災害時には、火災、建物の倒壊、家具類の転倒、窓ガラスの落下等により、多数の負傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により、著しく診療機能が低下することが予想される。

このため、市では、災害時における負傷者の応急医療が迅速かつ的確に行われるよう、大村市医師会その他の関係機関の協力により、応急医療体制の整備及び医薬品の確保等を積極的に推進する。

また、病院業務継続に必要なライフライン及び衣食住の確保を行う。

上記のように応急救護、傷病者搬送、病院業務継続支援、連携のための情報共有などを円滑に成立させるため、これらに関わる機関で構成される市医療調整部門を市対策本部内に設置する。

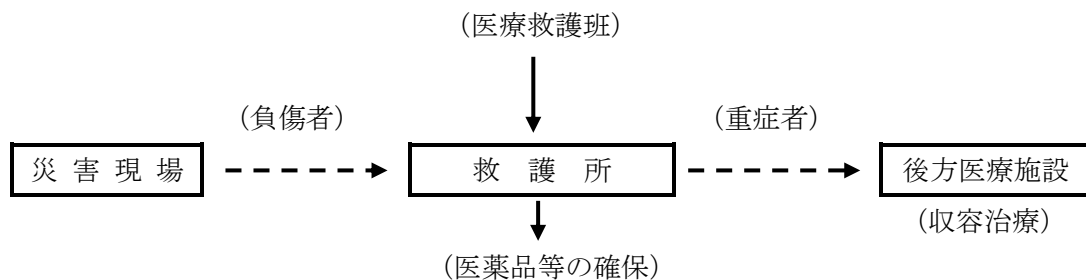
*医療機関の状況等については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

1 応急医療体制の整備

災害時における負傷者等に対する医療救護が、その軽重に応じて、迅速かつ適切に実施されるよう、市は、県や医師会その他の関係指定地方行政機関等に協力を求め、さまざまな要素を踏まえた検討を行い、必要な体制を整備する。

また、入院治療を要する傷病者に対しては、救急告示医療機関を中心とする後方医療施設において、適切な医療が受けられるように診療体制の充実を図る。

(1) 医療救護の流れ



*医療救護班：市が市立大村市民病院ほかの医療機関に協力を要請し、組織する医療救護班をいう。

*後方医療施設：仮設救護所では困難な重傷者等の治療・処置を行う常設の公立病院、救急告示医療機関をいう。

(2) 医療救護班の編成

市は、災害時に備えて、県、日本赤十字社、市立大村市民病院、長崎医療センター、大村市医師会及びその他の関係医療機関と協議して、災害発生時における医療救護班の編成による迅速な応急医療体制の整備を進める。この際、各地区、各医師等との緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

医療救護班の編成基準については、次による。

医療救護班の編成基準

班の名称	電 話	所在地	医 師 科目人	看護師 保健師	その他	車両	薬品類	行 動 範 囲
大村市医師会 (非常災害対策) 本 部	54-0151	本町 458-2 プラットおお むら 3 F	1 0		7	1	無	管 内
大村市医師会 南 地 区	52-3000	東三城町 190 岡循環器内科	2 7	6		6	有	大村地区
大村市医師会 中 地 区	52-4501	古町 2-553-6 むたクリニック	3 0	6		6	有	西大村地区
大村市医師会 北 地 区	54-0083	古 賀 島 町 368-1 中田外科胃腸科	2 4	6		6	有	竹松・ 松原地区
市立大村市民 病 院 第 一 班	52-2161	古賀島 133-22	1	2	1	1	有	市一円
市立大村市民 病 院 第 二 班			1	2	1	1		
国立病院機構 長崎医療センター 第 一 班	52-3121	久原 2-1001-1	1	2	1	1	有	市一円
国立病院機構 長崎医療センター 第 二 班	52-3121		1	2	1	1		

※ 医療センター第三班以降は、災害規模に応じて対応する。

(3) 後方医療体制の整備

医療施設での医療を必要とする負傷者があった場合の受け入れを迅速に行うため、救急告示医療機関を中心とする後方医療施設との連携強化を図る。

2 医薬品及び救護資材の確保

市は、医療救護班による初動救護活動に必要な医薬品について備蓄を行うとともに、大村市医師会との連携を図りながら、備蓄が必要な医薬品の調達手段を講じておく。

(1) 災害対策用備蓄医薬品等の配分及び医薬品の調達体制の整備

市内各地区の仮設救護所に災害対策用備蓄医薬品等を配分することから、医薬品の調達のため、市内外の薬品業者、薬局等との協力協定の締結を推進する。

(2) 大村市医師会、大村東彼歯科医師会、大村東彼薬剤師会、日本赤十字社等との連携

市内各地区の仮設救護所への災害対策用備蓄医薬品等の配分にあっては、内容品等を医療分野の進捗等に適応させておく必要があることから、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、大村東彼薬剤師会、日本赤十字社及び長崎県看護協会等と、医薬品や資材等の提供にする協力協定の締結を推進する。

第5章 救援体制の整備

第1節 避難体制の整備

1 避難所等の整備

災害時において、住民の生命及び身体の安全を確保するため、地区ごとに学校、出張所、公園等公共施設及び事業所等を指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として指定し、住民へ周知徹底する。

なお、指定避難所等の指定に当たっては、施設管理者の同意を得て指定し、おおむね一人当たり3㎡を非難スペースとする。

また、感染症が蔓延するリスクが大きい状況において避難所を開設する場合は、パーティション等の設置による飛沫感染予防策など、3密（密閉、密集、密接）の回避や、手指消毒等の衛生対策を徹底するなど感染拡大の防止に努める。

(1) 避難所等の指定

ア 指定緊急避難場所

災害の状況（洪水、がけ崩れ、土石流、地震等）に応じ、住民が緊急に避難する場所として、公園、緑地及び事業所等を指定緊急避難場所として指定する。

イ 指定避難所

(ア) 一般の指定避難所

避難住民が一定期間良好な避難生活を送れるように、トイレ、照明等が確保でき、給食設備を有するか比較的容易に搬送給食が実施できる学校、福祉センター、スポーツセンター等の公共施設及び事業所の施設などを指定避難所として指定する。

(イ) 福祉介護避難所

体育館等一般の指定避難所に避難した要配慮者の中で、特別の配慮が必要な高齢者等の受け入れが可能な福祉施設等を福祉介護避難所として指定する。

ウ 避難所等の名称・位置

「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。

(2) 避難所等の整備

ア 指定緊急避難場所の整備

公園、緑地等にあっては、火災の延焼防止等オープンスペースの機能保持、夜間対応等の整備を推進する。

イ 一般の指定避難所の整備

施設管理者の理解・協力を得ながら、非常食、飲料水、非常用電源、炊き出し道具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄等可能な倉庫（保管庫）の確保や要配慮者を受け入れる福祉避難室の確保等を推進する。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

避難所の運営については、開設当初は施設管理者等の協力を得ながら、市職員が当たり、その後応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難者による自主的な運営を行う「避難所運

営委員会」を立ち上げ運営を移行し、市職員や施設管理者は、自主的な運営をサポートする。

(2) 避難所運営の基本方針

- ア 地域の被災状況、安否情報等のニーズや個人事情に配慮する。
- イ 要配慮者の受け入れに配慮する。
- ウ メンタルヘルスケア、感染症対策、衛生管理など、良好な生活環境の確保を図る。
- エ 避難者のコミュニティの維持に配慮する。
- オ 更衣スペースや授乳室の確保など、女性避難者に配慮した運営を行う。
- カ 地域の支援拠点として、在宅避難者に配慮した運営を行う。
- キ ペットの同行避難について
環境省が示す「人とペットの災害対策ガイドライン」に沿って「ペットとの同行避難マニュアル」の整備を進める。

3 避難路の整備

被災者が避難所へ安全に避難できるよう、都市計画道路等の主要幹線道路及び生活道路を避難路として整備する。

- (1) 指定避難所への誘導表示板等の設置
- (2) 看板等落下物の防止対策
- (3) 夜間の避難行動や要配慮者、帰宅困難者等の安全避難への配慮

第2節 備蓄体制の整備

災害が発生すると、平常時の市場流通は混乱し途絶することが予測される。このため災害発生時に備え、あらかじめ最小限の物品等の備蓄を行うとともに、調達体制の整備と備蓄倉庫の確保を推進し、被災者に対する即応体制の確保を図る。

1 災害備蓄品の確保

備蓄品については、県が平成26年3月に定めた、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、人口の5%の3日分を備蓄目標として、流通備蓄との併用により計画的な備蓄を進める。

*市の備蓄品の現況については、「資料編IX災害備蓄品等」の項による。

2 備蓄倉庫等の整備

県が定めた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、分散備蓄に努めるため、指定避難所の位置を基準に、災害時孤立するおそれのある地区等を考慮し、前項に示す備蓄量を保管できる備蓄倉庫を計画的に整備する。

3 事業所等との協力体制の確立

県が定めた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」における備蓄量は、流通備蓄との併用を基本にしていることから、長期保存が難しいものや消費量が多いもの等については、事業者、関係団体等と協定を締結するとともに、平常時からの連絡を緊密にしておく。

第3節 生活救援体制の整備

1 飲料水、食料、生活必需品等の確保

災害時における飲料水、食料、生活必需品等の確保は、被災者の生命を維持する上で極めて重要であることから、市として備蓄体制の整備を進めるほか、市民や事業所においても、それぞれ飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう指導・啓発する。

(1) 飲料水の確保

災害規模に応じた断水を常に想定し、給水目安となる一人1日3リットルの飲料水を最低限確保する。

(2) 食料の確保

米、乾パン、粉ミルク、液体ミルク、缶詰等非常時に必要な食料の需給動向を把握し、応急計画調整に関する計画を作成して、災害時の緊急食料の円滑な確保を図る。

ア 市としての措置

- (ア) 地域内の緊急食料として調達できる在庫量の調査
- (イ) 地域内の緊急食料の調達及び配分計画の策定
- (ウ) 食料集積場所の準備
- (エ) 給食計画の策定

イ 市民としての準備

- (ア) 自宅で1週間程度の生活ができる食料の備蓄
- (イ) 3日分程度の非常持出し食料の準備

(3) 生活必需品等の確保

被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害応急対策の円滑な実施を図る。

ア 市としての措置

- (ア) 緊急物資の流通在庫の調査
- (イ) 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- (ウ) 緊急物資の集積場所の確保
- (エ) 市民の実施する対策の指導及び助成

イ 市民としての準備

- (ア) 最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出し品の準備
- (イ) 毛布等生活必需品について災害時の助け合いの実施
- (ウ) 緊急物資の共同備蓄の推進

ウ 生活必需品の例

救急薬品	消毒用アルコール、胃腸薬、かぜ薬、手指消毒薬、鎮痛解熱剤、包帯、三角布、滅菌ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット、マスク、ゴム手袋、綿棒、目薬、かゆみ止め、虫刺され薬、湿布薬、うがい薬、持病治療薬等
日用品等	懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、ティッシュペーパー、石鹼、ビニール袋、食器、鍋又は飯ごう、はし、スプーン、バスタオル、ウェットティッシュ、各種補装具等
その他	燃料（固形燃料）、工具、毛布等

エ 緊急物資共同備蓄の推進

自主防災組織ごとに非常持出を中心とする緊急物資の共同備蓄を推進する。

2 防疫体制の整備

災害時には、上下水道の断水並びに家屋及び便槽の浸水等の被害により、感染症が発生し蔓延のおそれがある。このため、家屋内外の消毒を実施し、感染症発生を防止していくことが重要であり、防疫活動業務が迅速に行えるよう防疫用資機材の備蓄・調達を推進する。

3 保健体制の整備

災害時には、身体的・精神的なダメージとともに経済的打撃や住環境・生活環境の変化など諸々の悪条件が重なることから、被災者への保健対策が必要である。このため、災害時において保健活動が迅速に行えるよう、災害時保健活動マニュアルを確認し、業務体制の整備を図る。

第4節 要配慮者支援体制の整備

高齢者や障がい者、乳幼児などのいわゆる要配慮者の中には、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや自ら避難することが難しい、避難行動要支援者が多く存在する。

今後も高齢化が更に進むと予測され、要配慮者の数は一層増加して行く見込みであり、情報障がいと行動障がいという二重のバリアのため、適切な避難行動が困難な住民をどのように支援していくのが大きな課題となるから、以下のとおり支援体制を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 名簿登録対象者

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第一種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

オ 大村市災害時要援護者名簿に登録している者

カ 上記以外で特に避難支援が必要と認められる者

* 上記該当者のうち福祉施設等の入所者を除く。

(2) 個人情報の入手

関係部局で把握している情報を集約するか又は本人申請により把握する。

(3) 名簿の更新

毎年度又は必要に応じて随時更新する。

(4) 名簿の提供

名簿の提供の際は、名簿登録者の同意を得たものに限定し、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等災害時に避難支援の実施に当たる機関（以下「避難支援等関係者」という。）に提供する。

（災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は同意を得ることを要しない。）

(5) 名簿提供時における配慮

名簿提供に際しては、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者が適正な管理を行うよう措置を講ずる。

2 地域における支援体制

(1) 過去の大規模災害の教訓からも明らかなように、市や防災機関などの即時対応には限界があり、避難行動要支援者への迅速な支援のためには、隣近所を含む自主防災組織などを中心とした地域における支援体制の確立が必要である。

このため、避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成と個別訓練の実施などを進める。

(2) 避難行動要支援者の避難時の安全確保のため、地域において、避難行動要支援者名簿の意義、考え方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域全体でのルールを定めた計画作成を進める。

(3) 社会福祉施設等における支援体制

ア 防災計画の策定

災害発生時における入所者、通所者等利用者の安全確保のため、施設等の耐震・防火対策を進めるとともに、職員の任務分担、動員計画等の組織整備、利用者家族、関係機関等との連絡体制の確立、避難行動要支援者の支援を含む地域との協力体制の構築等、災害時の業務体制を総合的に盛り込んだ防災計画（兼事業継続計画）を策定する。

イ 防災訓練の実施

災害発生時に、入所者等の迅速な避難誘導等が実施できるように、市、消防署、地域の自主防災組織と協力して、防災計画に基づいて定期的に防災訓練を実施する。

ウ 施設等の整備

地震等の発生により施設自体の倒壊や火災を起こさないよう防災計画に基づいた施設等の整備を図る。

エ 地域住民との連携

災害発生時における協力体制を確保するため、平常時から入所者等と地域住民との交流を深めることで、円滑な協力関係を構築しておく。

第5節 緊急輸送路の整備

災害時において、消防・救急・救護活動、食糧・応急対策用資機材の搬入等救援・救助活動を迅速に実施するためには、緊急輸送の果たす役割は極めて大きい。

このため、市として、災害時の緊急輸送道路として、次の道路を指定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備促進を図る。

指定道路：長崎自動車道、国道34・444号、県道大村嬉野線、県道大村貝津線、
県道長崎空港線、県道大村外環状線、八幡町線、大村駅前線、西三城杭出津線、
乾馬場空港線、杭出津松原線、上久原芋堀手線、国立病院前線、岩船中嶋線、
田ノ平線、徳泉川内久原線、本小路南川内線、富松神社山田三号橋線、
松並竹松本町線、古賀島町沖田線、原口古賀島町線、竹松駅前空港線、

宮小路八幡線、竹松駅坂口線、鬼橋線、坂口皆同線、城ノ前線、皆同重井田線、
武留路野岳線、惣原田田久保線、溝陸田久保線、広域農道多良岳西部線
富の原坂口線、広域農道大村東彼線